

管理業務に関する実務についての講習を指定するための基準等を定める件（仮称）等の案について
（概要）

令和3年2月22日
国土交通省

I. 背景

賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律（令和2年法律第60号。以下「法」という。）は、令和2年6月19日に公布されたところ、法を施行するに当たり、別紙2のⅡ. 5.（1）②の国土交通大臣が指定する管理業務に関する実務についての講習（以下「指定講習」という。）及び別紙2のⅡ. 5.（1）※の国土交通大臣が指定する講習（以下「移行講習」という。）を指定するための基準等を定める必要がある。

Ⅱ. 概要

1. 指定講習を指定するための基準等を定める件について

指定講習の指定は、指定講習の実施に関する事務を行おうとする者の申請により行い、一定の要件を満たす講習及び修了試験が行われ、一定の要件を満たす者が講師を務める等の要件を満たすものでなければ、国土交通大臣は、その指定を行うことができないこと等とする。

2. 移行講習を指定するための基準等を定める件について

移行講習の指定は、移行講習の実施に関する事務を行おうとする者の申請により行い、一定の要件を満たす講習及び修了試験が行われ、一定の要件を満たす者が講師を務める等の要件を満たすものでなければ、国土交通大臣は、その指定を行うことができないこと等とする。

Ⅲ. 今後のスケジュール（予定）

公布日 : 令和3年4月

施行日 : 令和3年6月